

改 正 案	現 行
<p>（高齢者支援課の所掌事務）</p> <p>第百十五条 高齢者支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）に規定する基本方針並びに都道府県高齢者居住安定確保計画及び市町村高齢者居住安定確保計画並びにサービス付き高齢者向け住宅事業に関すること。</p> <p>八 （略）</p>	<p>（高齢者支援課の所掌事務）</p> <p>第百十五条 高齢者支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）に規定する基本方針及び高齢者居住安定確保計画並びにサービス付き高齢者向け住宅事業に関すること。</p> <p>八 （略）</p>